

★「福祉医療給付制度の改善を進める会」総会開かれる ★  
**広がる署名と理解、過去最高に！**



県推協新聞

参加と平等

第407号

2014年 5月 28日

毎月 1回 28日発行

郵便振替口座/00580

-9-2534・障県協

購読料; 年額 360円

(会員の購読料は会費に含む)

「福祉医療給付制度の改善を進める会」二〇一四年度総会が五月十七日、長野県障害者福祉センター・サンアップルにおいて開催されました。総会に先立ち、昨年度から会長となった飯田健和会病院小児科医師・和田浩さんの講演会が開かれました。続いて、二〇一四年度の活動・決算報告、二〇一四年度活動方針・予算案並びに新しい役員が承認されました。

会長は引き続き、和田浩さん、副会長の一人に当会の副代表・原金二さん、同じく事務局次長に当会の事務局長・竹田憲子さんが留任となっています。

**講演要旨「子どもの貧困と医療費窓口無料」**

◇ 気付き

発行 長野県障害者運動推進協議会

発行所 〒三八一〇〇三四  
 長野市高田中村二七六一八  
 長野県労連会館一階  
 電話 〇二六(二六四)五二五六  
 FAKX 〇二六(二六四)五二五六  
 松丸 道男

発行人

私も以前は、「償還払いでも、お金は後から戻ってくるのだから」と思っていました。また、直に診療していても貧困問題に気付きませんでした。四年ほど前からの取組みによって、子どもの貧困の実態を知り、福祉医療窓口無料の必要性に気付きました。

◇子どもの貧困問題の実態から

子どもの相対的貧困率の推移を見ますと、急速に伸びています。統計上は一五・七%になっています。実際はもっと多くの子が抱えている課題だと思っています。

日本の大きな問題は何点もあります。通常、その国の社会保障制度により所得の再配分が行われ、貧困率は是正されるのですが、先進諸外国の中で日本だけは、逆に再配分後の貧困率が

◆ 特集 ◆ P1~P5 福祉医療給付制度の窓口無料化を！

- ◆P1~P2; 福祉医療給付制度の改善をすすめるか会 総会開催・和田Dr (会長) 講演
- ◆P3~P5; 福祉医療の窓口無料化を求めて、阿部知事に要請署名提出・懇談も実施!
- ◆P6 :: 「障害者優先調達推進法」県内では約半数 報告; 原 金二 (県推協 副代表)
- ◆P7; コラム記事 「しょうがい、障がい、障害、障碍・・・」旭 洋一郎 (長野大学教授)
- ◆P8; お知らせコーナー (このお知らせコーナーへの情報をお願い致します。)



紙面の案内



和田会長 講演

高くなっています。(二〇〇九年)また、一人親世帯の貧困率の国際比較を見ますと、日本は異常に劣悪です。つまり、日本の子どもも貧困は国の政策によって作りだされていることがわかります。

◇なぜ貧困が問題になるのか

①親の年収と学力の格差は統計上も一目瞭然です。貧しいほど、学力は低くなります。

②子育て環境にも大きく影響しています。「休日に子どもと十分に遊んでいる」「家族でキャンプや旅行に行く」「学校の先生と子どものことをよく話す」「子どものことで相談相手がいる」「病気や事故の際に、子どもの面倒を見てくれ

る人がいる」など様々な調査項目で明らかかな差があります。

③健康状態にも所得格差は明確に表れています。

④「入院と喘息の通院は貧困層に多く、アトピー性皮膚炎などアレルギー症状による通院は裕福な家庭に多い」との新聞報道がありました。これは、貧困層は生活環境が悪く病気になるやすい又は、症状が重くなってから医療機関にかかることと、アトピー程度では通院させてもらえないことを表しています。

⑤虐待と貧困の問題が密接にかかわっていることも統計上明らかにされてきました。貧困家庭ほど虐待は多くなります。また、虐待によって発達障害又は類似した障害が起こる可能性が高くなります。

⑥貧困と非行の相関関係は極めて高くなっています。二〇〇四年少年院新収容者五二四八人の出身家庭は、富裕層二・八%に対し貧困層は二七・四%です。

◇外来小児学会のワークショップ「定期通院に出来ない場合に『貧困があるのでは?』と考える必要がある

あります。事例「兄弟いずれも継続治療が必要だが、予約の日には来ず、発作を起こすと受診。その都度なぜ定期通院が必要か説明し、お母さんは『わかりました』というが、やはり来ないという繰り返し。

【医師と母親のやりとり】

医師「予約の日に来ないのは経済的に大変だからですか?」

母親「実はそうなんです。医療費は後から返って来るけど、四人分の薬となると一万円以上になるので払えません。窓口無料になればこんな心配をしないですむのに」「生活保護の相談にも行ったけれどすぐには認められず困っているんです」

【医療機関の対応とその後】

生活実態を把握し、繰り返しの説明や納得では前に進まないことを反省し、職員が訪問、生活保護を受給する手助けをする。生活が落ち着くことにより定期受診ができ喘息なども落ち着いてきた。しかし、一年後、長女の特別児童扶養手当支給などを理由に打ち切られ、その後また受診が中断しがちになる。

◇ 事例報告五ケースほか中略

◇ 完全窓口無料に、まとめ

①家庭の経済格差が子どもの健康格差を生まないようにするためには、誰でも必要な時にはお金の心配をせずに受診できるようにする必要があります。

②償還払いでなく、自己負担金もとらない「完全窓口無料」が必要です。

③国に「ペナルティー」をやめるよう求めることが必要です。

**総会での活動交流から**

長野県保険医協会では〇四年一月に県内小中学校五四九校を対象に学校歯科健診後の受診状況の調査を実施しました。総会時の各団体の交流でその報告が行われました。

調査では、健診後に受診が必要なのに受診しない理由として、「親の意識の問題」との意見が五三%でした。一方で経済的理由により受診しないケースがあるとの回答が一五%あり、中には福祉医療制度があっても当座のお金がないため受診を控えたケースが報告されています。

**知事への要請行動と署名活動の拡が**



# 福祉医療の 窓口無料化を 阿部知事と懇談

NPO法人 ポプラの会

代表 山本悦夫



私は精神障がい当事者会であるNPO法人ポプラの会の会長の山本悦夫と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

精神障がい者の多くは生活困難者が非常に多いのです。精神の障がいを負っているというだけで、偏見、誤解も多く就労も中々できないのが現状です。トライアル雇用で就労しても、三カ月で切られてしまうこともあります。いわゆる、病気の特性もあり働きたくても働けず、収入のある人は障がい

基礎年金と作業所でのわずかな工賃で生活をしている人が、ほとんどであります。

そんな中、精神障がい者は通院、服薬を継続する必要があることから、ようやく精神科のお薬に関しては自立支援医療費のお陰で無料になって居ります。しかしながら、他の障がい者と違って一般の外来通院医療費（福祉医療費）は要望してきた結果、近年に長野市に続いて松本市も障がい者手帳二級までは対象になりましたが、県全体としてはまだ、精神障がいに対する福祉医療に格差があることも事実です。

精神障がい者にとって、一般外来の通院も福祉医療の対象になってきたことは非常にうれしく感謝しております。しかしながら、精神障がい者にとっては窓口負担が非常に負担になります。私自身も近年、直腸癌の手術、黄斑変性

症の眼球への注射、喘息、整形外科等にかかっております。例えば、私の場合の一例ですが、二年前に目に注射をした時、平成二十四年六月（三〇、九四九円＋レセプト代二千円）七月（五五、〇五九円＋レセプト代三千円）八月（四二、四五五円＋レセプト代二五〇〇円）三カ月も続いて支払切れません。後は月一万円ぐらいの医療費の出費です。

今日、私の福祉医療費の入金された通帳も持参して参りましたが、本当に苦しいです。医療費がかかるので、ちょっと医者にかかるのを躊躇することが全く無いわけではございません。今は、歯医者にかかるとのことです。こんなことで、病気がひどくなったりしたら、人権的にも問題になってしまいます。窓口無料化になることで、どんなに負担が軽減されるかわかりません。多くの障がい者が望んでおります。

福祉医療費の窓口無料化の実現を是非とも宜しくお願い致します。



# 阿部知事との

## 懇談会発言

②

こんにちは 鮎野美和と申します。この子は翔太、小学校六年生です。松本養護学校のひまわり部に通っております。

訪問部で入学し一年以上の移行期間を終え、今年度から翔太は二十四時間呼吸器をつけて通学生で学校に通っております。学校看護師さんは呼吸器管理ができないので

私が一緒に通学しています。親の負担軽減のため学校に看護師さんが入って良いのですが、その費用は実費です。

窓口無料についてですが、翔太は、おなかの中にいる時から水頭症である事がわかったため、翔太の姉のこともあって私の実家東京で出産しました。実家にいる間は、医療費も訪問看護料も窓口で支払う事はありませんでした。長野に戻ってきたら医療費を一時的に支払う事を余儀なくされ当時、二ヶ月に一度肺炎で入院していた息子の入院費は、まさに自転車操業でした。今でも制度を使っても外来、訪問看護料、訪問

医、訪問リハビリなど毎月五万六万ほど、入院すると入院費を一時的に支払っています。毎月それだけのお金と何かあった時の入院費を確保するのは、とても大変なことです。呼吸器を利用しているだけで、医療でも学校でもお金がかかるのです。

翔太だけでもそうですが、うちには翔太の他に姉妹が三人います。冬場などは風邪をひいた、インフルエンザにかかったなど、さらに医療費がかかるのです。後で戻ってくるから・・・ではなく、その場でお金を支払う事が大変なんです。

子ども医療費は三十七都道府県窓口無料、障害者医療は三十都道府県で窓口無料、群馬県では子ども医療費の窓口負担も自己負担もありません。お隣群馬県です。できるのでしょうか？財政負担問題はわかりますが、県民の「命」を優先させてもらいたいです。私たちは地域で、長野県で暮らしていきたいのです。「医療費窓口無料」県民のために考えていただきたいと思えます。

# 障教組 定期総会報告

長野盲学校

長崎 勤



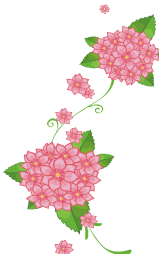
五月十八日、松本市にて長野県障害児学校教職員組合の定期総会が開かれました。県内の盲・ろう・養護学校の教職員の約二六〇名が集まり、日ごろの学校での課題から憲法と平和にかかわる問題まで、熱心な意見交換が行なわれました。

その場で出された各校の様子としては、建物が古くて床に穴が開いたり排水管の水漏れさえある、教員数不足は教室でも寄宿舎でも続き、授業に使う教室も不足、そのような中でスクールバス添乗の仕事が増えたりもしている、というものがありました。これらは、

あいまいな特別支援学校の設置基準が明確な制度に変わり、本来あ

るべき教育予算がつけば改善することでしょう。また、中信地区の特別支援学校の再編整備の協議会が行なわれていますが、なぜ、こんなに養護学校生が増えたのかについての分析がないという保護者の意見があることや、そもそも、どのような教育活動をどんな建物や設備で行なうのか、基本的な視点が抜け落ちているという報告がありました。誰のため、何のための再編整備となるのか、松本市や周辺の学校関係者だけでなく、全県の仲間と県に意見を寄せていくことが大切です。

しかし、大きなニュースもありました。県内の特別支援学校の教職員は国で定めた基準に比べ約二七〇名足りないのですが、これを向こう四年で計八〇名を改善していく計画が県から示されたのです。長年にわたる訴えがようやく前進したのはたいへんうれしいことです。ですが、不足数はまだまだ埋まらず、しかも、じつは、この不足数に寄宿舎職員をはじめとする学校全体の必要数は含まれていないのです。これから訴え続けなければいけない大きな課題です。



# 障害者優先調達推進法 県内では約半数

## —41市町村の策定にとどまる—

報告:原 金二

(県推協 副代表)



を確立することが重要です。そのためには、障害者雇用を支援するための仕組みを整えるとともに、障害者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化することが必要です。この様な観点から、国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等や在宅で就労する障害者から優先的・積極的に購入・調達することを推進するために制定されました。

「障害者優先調達推進法」は平成二四年六月に公布され、平成二五年四月一日に施行されました。今年三月三日時点の各自治体の法律に基づく計画の策定状況が厚生労働省から発表されました。全国の市町村と東京二三区の計一七四二自治体のうち八一一自治体の四六・六%にとどまりました。長野県は七七市町村のうち、三七市町村(四八・一%)と全国平均並みの低率となっています。

### 「障害者優先調達推進法」とは

障害者が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤

国や各省庁、独立行政法人はもちろん、県や市町村は、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成することが義務付けられています。さらに、当該年度の終了後、調達の実績を公表することとなっています。また、公契約を結ぶ場合、「法定障害者雇用率を満たしている事業者に配慮する」ことも定められています。

### 県内の実態

長野県は、健康福祉部障がい支援課が中心となり、各課・所属所毎に計画を立案し、実績を報告することになっていきます。また、ホームページやニュースなどを発行し啓発に努めています。

当会が県に問い合わせ得た今年四月二三日現在の状況は、市レベルでは、一九市のうち、作成済みが一五市(七八・九%)となっており、残る四市も今年十月までには作成予定となっています。

町レベルでは二三町のうち、一二町(五二・二%)が策定済みで、四町が遅い所で二七年中に策定予定と答えています。全てが策定しても六九・六%です。

村レベルでは、三五村のうち、一四村(四〇%)が策定済み。一〇村が遅い所で二七年中に策定予定と答えています。全てが策定しても六八・六%です。

### 策定できない要因は?

厚生労働省ホームページに紹介されている、長野県の共同受注窓口の

長野県セルフセンター協議会担当者は当会の電話インタビューに応え次のように話しています。

「市町村別に見ると、やはり小さな村などが困難になっています。財政が厳しいこと、村の中に施設等の調達先が限られており、調達できる品目に乏しいことなどが考えられます」 「また、役務などは既に実施していて、必要ないと考えている町村もあるかもしれません」 「県などと協力し、市町村担当者の集まる機会には私たちも出かけ働きかけをしています」 「積極的に出かけ、金融公庫など様々な団体にも理解が広がっています」。

「昨年法律が施行され理解が広がり始めています。協力し合って、さらに大きな輪にしていきましょう」と呼びかけたところ「ぜひお願いします」と心強い返答をいただきました。

**長野県セルフセンター協議会**

〒380-0928  
長野市若里7-1-7

電話 026-291-8280

f a x 026-291-8290

## ●●● NPO法人ポプラの会 総会・研修会のご案内 ●●●

今年も6月7日(土)に総会・研修会を開催します。今年はポプラの会発足10周年という節目にあたり、長野県知事表彰も受けることに決まりました。これまでの当事者会としての働きが表彰されるということで、支えてくれた家族、支援者・応援者の皆さまへ、当事者の私たち皆への表彰と大変嬉しく感謝しております。皆さま、ありがとうございます。研修会では、「教えて!精神科の先生」と題し、普段精神科を受診しているけれど、聴きたくても、なかなか聴けないことや困っていること等思い切って先生に聞いてみませんか。皆さまのご参加をお待ちしています。(日程等の案内は、お知らせコーナーに記載)

## ・ ・ コラム ・ ・

旭 洋一郎 (長野大学教授)

### しょうがい、障がい、障害、障碍・・・



やはり、書かせてもらうことにする。結論をいえば、「しょうがい」についてどの表記を使うかは全くの自由である。ただ、ムードや流行で選ぶならちょっと考えてもらいたいことがある。

日本語の特徴の一つは、ひらがな、カタカナ、漢字、ローマ字、点字など文字を複数もっていることであり、時々、外来語がそのまま使われることもある。日本語の豊かな世界を作る一方、初学者にはあまりに難解である。かつて民族学者の梅棹忠夫は、漢字を廃しローマ字に統一しようと提唱したことがあったが、梅棹先生の言われる通りになっていけば、この問題は起きなかったかもしれない。

「しょうがい」の表記については相当以前から議論があったようであるが、漢字表記の問題でいずれの議論も万人が納得できる結論に至らなかった。そして十数年前からは、「害」という漢字の意味がとても良くないとし、「がい」というひらがな表記を使うことが見られるようになり、前政権では法律名にも使われることになった(それ以前から漢字の読みが難しい、書くことが難しい、当用漢字ではないという理由でひらがなを用いることはあった)。確かに漢字の「害」は意味として良いイメージを持たない(前政権がどのような理由でそのようにしたのか特に理由は聞いていない)。

ここで疑問に思うのは、そもそも日本語の

「しょうがい」は何から由来したのかという問題である。単なる漢字表記の「よみがな」ではないのか。だとすれば、「がい」の使用は漢字をひらがなに変えただけの表層的議論ということになる。しかし、「害」は確かに良いイメージを与えない。とすれば「障」はどうなのか。「差し障る」は良いのか。さらに「碍」を使えば良いのか。しかし、碍についても、「さまたげる。邪魔をする。」という意味を持ち、けして良いイメージを与えない。漢字の持つ機能(意味)に振り回されるのである。

つまり「しょうがい」について、日本語を母語とし日常使っている我々は、定着している言葉の中では中立的な意味で表記する確かな言葉を持っていないことに気づく。と同時に、先の議論は、結局、漢字表記をめぐる議論でなのであって、漢字を使わない者には「どっちでも同じではないか」ということになる。点字には一般的に漢字はない。言い換えれば、墨字を讀んだり書いたりしている人々の議論に過ぎないということである。

「害」が悪いならば、「しょうがい」という言葉自体を議論し、考えねばならず、「がい」に変えただけで決着する問題ではないのであり、点字使用者の存在を考えていない議論であると思われる。どうであろうか。というわけで、漢字の意味が良くないという理由だけでは(他にも理由はあるが)、筆者は、現段階で「障がい」表記は使用していないのである。



# お知らせコーナー



## ◆◆◆ 第26回全国ろうあ者大会in長野開催、いよいよ迫る！ ◆◆◆

いよいよ第62回全国ろうあ者大会（6月12日～15日）が迫ってきています。

5月11日時点で大会参加者目標数である2,500名を突破し、2,700名近くを超えました。参加申込締切日を過ぎて、まだ申込者が続いている、大会式典、分科会等の席数等の事情により丁重にお断りするの汗だく。予想外のことでうれしい悲鳴です。

大会準備も急ピッチで進んでおります。大会が近づくとつれてますます忙しくなりますが、参加してよかったと喜んでもらえるよう、精いっぱいのおもてなしをしていきたいと思っております。実行委員会一同、大会成功に向けて最後の仕上げを頑張らせて行こうと張り切っております。

なお、この大会は一般の方が参加できませんが、当大会の企画の一つである「全国聴覚障害者写真コンテスト入賞作品展」及び「長野ろう学校・松本ろう学校児童・生徒作品展」（6月12日～15日、若里市民文化ホール）は一般の方でもご覧いただけます。

## 1. NPO法人ポプラの会 総会・研修会のご案内

総会 日時 平成26年6月7日（土）13:40～15:00（受付13:00）

場所 長野市生涯学習センター4階第一大学習室

研修会 15:15～16:40 場所 同上

講師 樋端 佑樹（といばな ゆうき）氏（安曇総合病院精神科医）

田中 章（たなか あきら）氏（栗田病院精神科医）

テーマ「教えて！精神科の先生」 シンポジウム形式（当事者等による）

## 2. 大会等の日程の紹介

1) 全障研 全国大会in滋賀 8月9日～10日

2) 県民教・夏の大会 8月10日～11日

3) 県推協 フォーラム 「私にとっての障害者権利条約」 8月24日（日）

4) きょうされん 全国大会in神奈川 9月22日～23日

### 県推協事務局からのお願い：2014年度会費納入をお願いします。

何かと出費の多いことと思いますが、是非とも私どもの会費納入を引き続きお願い致します。カンパも歓迎です。

尚、納入は郵便振り込み用紙にて、送金下さい。

口座番号：00580-9-2534 名義：障県協



◎問い合わせ 県推協事務局まで

TEL/FAX 026(264)5256

E-mail: suishin2007@yahoo.co.jp